

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休息日に
当たるとその翌日)

目 次

◇ 条 例 鳥取県営鳥取空港の設置及び管理に関する条例
鳥取県職員定数条例の一部を改正する条例

条 例

鳥取県営鳥取空港の設置及び管理に関する条例をここに公布する。

昭和四十二年七月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第二十四号

鳥取県営鳥取空港の設置及び管理に関する条例

(目的)

第一条 この条例は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の第二項及び航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)第五十四条の第二項の規定に基づき、鳥取県営鳥取空港の設置及びその管理に関する事項について定めることを目的とする。

(設置)

第二条 航空運送を確保するため、鳥取県営鳥取空港(以下「空港」とい

う。)を鳥取市に設置する。

(運用時間)

第三条 空港の運用時間は、日出時から日没時までとする。

(空港の施設の利用の届出)

第四条 航空機の離陸、着陸又は停留のため空港の施設を利用しようとする者は、あらかじめ、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。届けた事項を変更しようとするときも同様とする。

- 一 利用する者の氏名及び住所(法人にあつては、名称及び所在地)
- 二 利用に係る航空機の種類、型式及び登録記号
- 三 利用の日時
- 四 利用する目的

(重量制限)

第五条 前条の規定により空港の施設を利用する場合の航空機の換算単車輪荷重は、八・五トン未満でなければならない。

2 前項の換算単車輪荷重は、当該航空機の離陸重量又は着陸重量にそれぞれ次の各号に掲げる主脚の型式に応じ、それぞれ当該各号に掲げる換算係数を乗じて算出するものとする。

- 一 単車輪 ○・四五
- 二 複車輪 ○・三五
- 三 複複車輪 ○・二二

(停留等の制限)

第六条 第四条の規定による届出をして空港の施設を利用する者は、知事の定める場所以外の場所で、航空機を停留し、整備し、若しくは点検し、又は旅客を乗降させ、若しくは貨物を積み卸してはならない。

(給油作業等の制限)

第七条 空港における航空機の給油又は排油の作業は、次の各号に掲げる場合には、行なつてはならない。

- 一 給油装置又は排油装置が不完全な状態にあるとき。
- 二 航空機の発動機が運転中又は加熱状態にあるとき。
- 三 航空機の無線設備又は電気設備その他静電気火花放電を起こすおそれのある物件を操作し、又は使用しているとき。
- 四 航空機及び給油装置が電位零以外の地点に接地しているとき。
- 五 必要な危険予防措置が講ぜられている場合を除き、旅客が航空機内にいるとき。

(車両の運転等の制限)

第八条 空港における車両の運転、駐車、修繕又は清掃は、知事が指定する区域以外の区域においては行なつてはならない。ただし、知事の許可を受けた場合は、この限りでない。

(入場制限)

第九条 空港の区域のうち知事が指定する制限区域には、立ち入つてはならない。ただし、知事が立ち入りの必要があると認めたる者は、この限りでない。

2 知事は、混雑の予防その他空港管理上必要がある場合には、空港に入場しようとする者の入場を制限することができる。

(制限行為)

第十条 空港においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- 一 空港の施設をき損し、又は汚損すること。
- 二 知事の許可を受けずに爆発物又は危険を伴う可燃物を携帯し、運

搬し、保管し、又は貯蔵すること。

- 三 知事が指定する場所以外の場所において、喫煙をすること。
- 四 知事の許可を受けないで、裸火を使用すること。
- 五 前各号に掲げるもののほか、空港の機能をそこなうおそれのある行為をすること。

(土地等の使用)

第十一条 空港内の土地、建物その他の施設（以下「土地等」という。）を使用しようとする者は、第四条の規定により使用する場合を除き、知事の許可を受けなければならない。当該許可に係る土地等の使用の様態又は目的を変更しようとするときも同様とする。

(空港内営業の許可)

第十二条 空港内で営業をしようとする者は、知事の許可を受けなければならない。

(許可の条件)

第十三条 知事は、この条例による許可には、空港の管理上必要な条件を附することができる。

(許可の取消し等)

第十四条 知事は、この条例による許可を受けた者が、次の各号の一に該当するときは、当該許可を取り消し、又は原状回復その他必要な措置を命ずることができる。

- 一 この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分違反したとき。
- 二 詐偽その他不正の行為により許可を受けたとき。
- 三 前各号に掲げる場合のほか、空港の管理上特に必要があるとき。

(報告の徴収)

第十五条 知事は、空港の管理上必要があるときは、この条例による許可を受けた者から必要な報告を求めることができる。

(着陸料及び停留料の徴収)

第十六条 航空機の離陸、着陸又は停留のための空港の施設の利用については、別表第一に定めるところにより着陸料又は停留料を徴収する。ただし、停留料は、航空機の空港における停留時間が六時間未満である場合は、徴収しない。

2 前項の着陸料又は停留料は、あらかじめ知事が承認した場合を除き、着陸料にあつては着陸直後に、停留料にあつては停留を終えたときに徴収する。

(使用料)

第十七条 空港内の土地等の使用については、別表第二に定めるところにより使用料を徴収する。

(着陸料等の減免)

第十八条 知事は、特別の理由があるときは、規則で定めるところにより着陸料、停留料又は使用料を減免することができる。

(制止又は退去の命令)

第十九条 知事は、次の各号の一に該当する者に対し、当該行為を制止し、又は空港からの退去その他必要な措置を命ずることができる。

一 第四条の規定に違反して空港の施設を利用した者

二 第六条の規定に違反して航空機を停留し、整備し、若しくは点検し、

又は旅客を乗降させ、若しくは貨物を積み卸した者

三 第七条の規定に違反して給油又は排油の作業を行なつた者

四 第八条の規定に違反して車両の運転、駐車、修繕又は清掃を行なつた者

五 第九条の規定に違反して空港に立ち入つた者

六 第十条の規定に違反して同条各号に掲げる行為をした者

七 第十一条の規定に違反して土地等を使用した者

八 第十二条の規定に違反して営業を行なつた者

(規則への委任)

第二十條 この条例に定めるもののほか、空港の管理に関する事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

別表第一

区分	金額
着陸料	航空機の着陸一回ごとに、航空機の最大離陸重量をそれぞれ次の各級に区分して順次に各料金率を適用して計算した金額の合計額 一 一〇トン以下の重量については、一トンごとに八〇円 二 一〇トンをこえ二五トン以下の重量については、一トンごとに一六五円 三 二五トンをこえる重量については、一トンごとに二五〇円 航空機が空港内に停留する場合について、その使用時間二四時間(二四時間未満は、二四時間として

停 留 料	<p>計算する。)ごとに、航空機の最大離陸重量をそれぞれ次の各級に区分して順次に各料金率を適用して計算した金額の合計額</p> <p>一 一五〇トン以下の重量については、一トンごとに七〇円</p> <p>二 二五〇トンを超え一〇〇〇トン以下の重量については、一トンごとに六〇円</p> <p>三 一〇〇〇トンを超える重量については、一トンごとに五〇円</p>
-------------	---

備考 最大離陸重量一トン未満の場合は、一トンとして計算する。

別表第二

区 分	金 額 (年 額)
土地の使用	一 平方メートル当たり一三二円の範囲内において使用の目的、内容、面積等を勘案して知事が定める額
建物その他の施設の使	一 平方メートル当たり一六一円の範囲内において使用の目的、内容、面積等を勘案して知事が定める額

鳥取県職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和四十二年七月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第二十五号

鳥取県職員定数条例の一部を改正する条例

鳥取県職員定数条例(昭和二十四年八月鳥取県条例第五十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「三、四五四人」を「三、四五七人」に、「三、〇九〇人」を「三、〇九三人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月三百円(送料を含む)】